

公益財団法人名古屋市文化振興事業団指名停止要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人名古屋市文化振興事業団契約要綱（以下「契約要綱」という。）第 2 条の 2 の規定に基づき公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が行う指名競争入札等の契約事務にかかる、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 契約要綱第 2 条の 2 に規定する指名選定対象の有資格者（以下「有資格者」という。）が一定の事由に該当する場合において、これを指名選定の対象から一定期間排除することをいう。
- (2) 契約担当者 公益財団法人名古屋市文化振興事業団専決要綱の規定により、契約の締結に係る代決権限を有する者をいう。

(指名停止)

第 3 条 有資格者について、名古屋市指名停止要綱に基づき名古屋市が指名停止を行った場合、事業団においても、当該有資格者について指名停止の扱いとする。

- 2 前項に掲げる場合のほか、事業団の業務に関し、有資格者の行為が名古屋市指名停止要綱に掲げる措置要件に該当するときは、原則として当該要綱に準じて期間を定め、当該有資格者について指名停止の扱いとする。
- 3 前 2 項の指名停止が行われたときは、契約担当者は当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要ときは、指名停止の期間を 2 倍まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、当該指名停止の期間を 2 分の 1 又は 2 倍まで変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。

7 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

(指名停止の通知)

第 4条 第 3条第 2項の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し、原則として文書によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第 5条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合で、公益財団法人名古屋市文化振興事業団契約事務審査会の議を経たときはこの限りでない。

(下請負等の不承認)

第 6条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第 7条 当該事案が指名停止を行うに至らない場合であっても、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(報告等)

第 8条 契約担当者は、有資格者が指名停止に係る措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、直ちに、文化振興部長に報告しなければならない。

(その他)

第 9条 指名停止に関する事務は、文化振興部経理課において処理する。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 記

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月12日から施行する。

附 記

(施行期日)

この要綱は、平成21年 2月 1日から実施する。

附 記

(施行期日)

この要綱は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。

